2015.6.9
アカデミック・リンク・セミナー

教育のICT化と情報セキュリティ

竹内　比呂也

Academic Link

教育のICT化がもたらすもの

＋反転授業など新しい授業形態の実現
＋教育・学習資源の効率的利用
＋教育・学習資源のマルチメディア化
＋遠隔教育の効果的実施
＋ポートフォリオなどの活用による効果的な学習指導
ー著作物の利用に際して権利処理
ーセキュリティに対する多大な配慮の必要性
ープライバシーや誹謗中傷などへの配慮の必要性

教育のICT化がもたらすもの

- 明らかに肯定的な側面のほうが多いが，これはなかなか評価されない。
- マイナス面については些細な不注意が大事故をもたらす可能性が高い。
  - 個人情報の流出に関しては，実害があるなしに関係ない
  - 不祥事として大学のレピュテーションに響く

著作物利用における権利処理の必要性

著作権法第35条

第三十五条　学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担任する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

２　公表された著作物については、前項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合には、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

どうすればよいか？

- 使って良いものを使う
  - クリエイティブ・コモンズ・ライセンシングによる表示
  - 文化庁自由利用マーク
  - パブリック・ドメイン

  - ただし，使って良い場合でも，条件の確認は必要である。

千葉大学における取り組み

- アカデミック・リンク・センターにおける活動
  - 共同研究部門で権利者の許諾を得る作業を実施した上で教材開発など
- 大学学習資源コンソーシアム（CLR）2014～
  - 全国18大学が参加
  - 米国などの管理団体が管理する著作物の利用についてのトライアルを開始予定（近日中）

教育のICT化における
セキュリティ問題

- システム：大学によっては業務ごとに個別システムを導入しているケースが多いのではないか？
  - 統合的なパッケージの出現は比較的最近
  - 情報共有の上での障害
    - 結果的にシステム間でのデータの不整合が起こりやすくなる
    - システム間でセキュリティ上のリスクの発生しやすいデータのやり取りが生じる

千葉大学における取り組み

- 新教務事務システムへの移行
  - 業務システムの統合をめざす
- 教育における個人情報の取り扱いのガイドライン作成のための指針の策定・提示
  - 各部局の事情を踏まえたガイドラインを策定し，成績などの情報の管理の徹底を図る

教育のオープン化やオープンデータ

- MOOCsなどの教育のオープン化は新たな問題を生む可能性がある
  - SNSなどを使う際のマナー
- データのオープン化は新たな付加価値を生む可能性があるが，同時にプライバシー保護などの新たな課題も生じる
  - データの匿名化とプライバシー

まとめ

- 教育のICT化を巡って，大学がコンプライアンス，あるいはリスク管理の観点から考慮しなければならないことは実はセキュリティだけではない。
- とはいえ，情報セキュリティが最も神経を使う問題の一つであるのは間違いない
- 構成員がどれだけこの問題を意識するかということが重要